

次期防衛セキュリティゲートウェイの調達仕様書の案に対する意見招請

次期防衛セキュリティゲートウェイ（D S G）のサービス提供に関する役務に係る調達仕様書（案）の作成が完了したので、当該仕様書（案）に対する意見を招請します。

令和 8 年 8 月 2 1 日

防衛装備庁長官官房総務官

記

1 調達仕様書（案）に対する意見招請の目的

現行D S Gは、防衛省と防衛関連企業との間で保護すべき情報を含む多くのデータを安全かつ効率的に共有する通信基盤として運用しているところ、加入企業及び利用者の増加並びに取り扱う情報・サービスの範囲の拡大等を踏まえ、令和9年度内に次期D S Gへの更新を予定しています。次期D S Gのサービス提供に関する役務の調達手続を円滑に進めるに当たり、調達仕様書（案）に対する意見を求めることを目的としています。

2 用語の定義

(1) D S G

D e f e n s e S e c u r i t y G a t e w a y（防衛セキュリティゲートウェイ）の略。官と民との間で情報共有を可能とする環境を提供する基盤をいいます。

(2) 保護情報区画

保護すべき情報を取り扱う区画をいいます。

(3) 業務情報区画

保護すべき情報未満の情報を取り扱う区画をいいます。

(4) 調達仕様書（案）

次期D S Gのサービス提供に関する役務について、その要求事項等を記載した仕様書（案）であって、企業等に対し意見を求めるために提示するものをいいます。

3 調達の内容

次期D S Gのサービス提供に関する役務を調達します。次期D S Gは、パブリッククラウドを前提としたスケーラブルな構成により、保護すべき情報を取り扱う「保護情報区画」及びこれを補完する「業務情報区画」の二区画構成の下、ファイル共有、アカウント管理、セキュリティ（NOC／SOC）、インフラ提供サービス（I a a S）、コミュニケーション、オンライン申請等の各サービスを提供するものです。データの所在は国内リージョンに限定し、暗号鍵は防衛省の管理下に置きます。

なお、調達数量及び運用期間その他の詳細は、調達仕様書（案）の中で示すものとします。

4 意見を求める項目

- (1) 調達仕様書（案）に関する意見招請
- (2) 見積書の作成

次期D S Gのサービス提供に関する役務について、調達仕様書（案）別紙3「予定数量」を参照の上、見積書を作成して下さい。

(3) 各年度に追加するサービスに係る概算見積りの作成

次期D S Gでは、運用期間中の各年度において、サービスの追加提供を予定しています。当該各年度に追加するサービスについても、年度ごとの概算の費用を見積り、提出して下さい。なお、本概算見積りは、現時点の想定に基づく大まかな要件によるものであり、確定した要件又は数量を示すものではありません。

調達仕様書（案）別紙3（Excel版）の単価欄に見積り後の単価を記載して下さい。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次期D S Gサービス提供に必要な事項等

5 意見の提出要領

(1) 提出先

防衛装備庁長官官房総務官

(2) 提出場所

防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室

(3) 提出方法

意見書（別紙第2）は、第6項の問合せ先に、電子メールにより提出して下さい。なお、提出場所まで持参又は郵送により提出する場合は、あらかじめ電話にて連絡して下さい。

(4) 提出部数

意見書は、O f f i c e と互換性を有する形式の電子データにより、1部を提出して下さい。

電子データの提出に当たっては、ウイルスチェックを実施し、異常がないことを必ず確認して下さい。

(5) 提出期限

令和8年9月11日（金）17時

(6) その他

調達仕様書（案）に関する質問は、電子メール又は書面にて随時受け付けます。なお、情報格差が生じることを防ぐため、質問及び回答については、質問者が特定されない形式で、調達仕様書（案）を関係する相手先すべてに提示します。

6 問合せ先

防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室 D S G担当

電話番号：03-3268-3111（内線）32501、32506、32503

メールアドレス：dsg-atla@atla.dss.mod.go.jp

7 その他

- (1) 本意見招請の実施は、将来における事業の実施及び調達を約束するものではありません。
- (2) 本意見招請への意見提出の有無が、本事業の契約相手先の選定に影響を与えることはありません。

- (3) 提出された意見書は、返却いたしません。
- (4) 本意見招請への回答（意見書の作成等）に要した費用は、回答者の負担とします。
- (5) 意見書を提出する前に辞退する旨を申し出る場合は、辞退書（様式適宜）を提出のうえ、調達仕様書（案）の返却及び意見書作成に関連するデータの消去を行うものとします。
- (6) 提出された意見書の内容を、防衛省における検討資料の作成に活用する場合があることを、あらかじめ御了承のうえ提出して下さい。
- (7) 本意見招請で使用する日時は、日本時間（UTC+9）とします。
- (8) 本意見招請の回答及び質問において使用する言語は、日本語とします。なお、固有名詞、略語等については、アルファベット表記も可能とします。
- (9) 「意見招請意思表明書」（別紙第1）を提出する際は、それらが真正であることを確認するため、デジタル署名又は公的社印による押印等の措置を講じて下さい。

意見招請意思表明書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官官房総務官（情報システム管理室）殿

会 社 名
所 在 地
代表者氏名

当社は、次期防衛セキュリティゲートウェイ（D S G）のサービス提供に関する役務に係る調達仕様書（案）に対する意見書の提出を希望します。

なお、意見書の提出に当たり、調達仕様書（案）を含む資料一式の送付を希望するとともに資料の取扱いに関して、下記の事項を遵守します。

- 1 当社は、本意見招請の回答後、送付された資料の全てを確実に消去します。
- 2 当社は、意見書の作成作業に関係のある当社従業員のみに資料を供覧します。
- 3 本意見招請の過程で知り得た情報（公知の事実を除く。）については、その取扱いを徹底し、書面による官側の明示的な同意を得ることなく第三者に伝達せず、漏洩させません。

担当者	氏名： 所属部署： 電話番号： メールアドレス：
-----	-----------------------------------

意 見 書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官官房総務官（情報システム管理室）殿

会 社 名

所 在 地

代表者氏名

次期防衛セキュリティゲートウェイ（D S G）のサービス提供に関する役務に係る調達仕様書（案）について、下記のとおり意見を提出します。

番号	該当箇所（章・項番等）	意見の内容	意見の理由
1			
2			
3			
4			

（注）記載欄が不足する場合は、適宜行を追加して下さい。